	第一区分	第二区分	
二　連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上　三　連結総自己資本比率　八パーセント以上	国内基準に係る連結自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満	国内基準に係る連結自己資本比率　一パーセント以上二パーセント未満	
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲　一　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満　二　連結Ｔｉｅｒ１比率　三・三パーセント以上六パーセント未満　三　連結総自己資本比率　四パーセント以上八パーセント未満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲　一　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満　二　連結Ｔｉｅｒ１比率　一・五パーセント以上三パーセント未満　三　連結総自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲　一　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　一・五パーセント以上三パーセント未満　二　連結Ｔｉｅｒ１比率　二パーセント以上四パーセント未満　三　連結総自己資本比率　二・五パーセント以上四パーセント未満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲　一　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満　二　連結Ｔｉｅｒ１比率　三・三パーセント以上六パーセント未満　三　連結総自己資本比率　四パーセント以上八パーセント未満
次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令　一　自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行　二　配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制　三　総資産の圧縮又は増加の抑制　四　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制　五　一部の事務所における業務の縮小　六　一部の従たる事務所の廃止　七　子会社等の業務の縮小　八　子会社等の株式又は持分の処分　九　法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止　十　その他金融庁長官が必要と認める措置	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令		自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令

第二区分の二			
国内基準に係る連結自己資本比率　一パーセント以上一〇パーセント未満			
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲　一　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　一・一三パーセント以上一〇パーセント未満　二　連結Ｔｉｅｒ１比率　一・五パーセント以上一二パーセント未満　三　連結総自己資本比率　二パーセント以上一〇パーセント未満			業務の全部又は一部の停止の命令
第三区分			
国内基準に係る連結自己資本比率　〇パーセント未満			
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲　一　連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント未満　二　連結Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント未満　三　連結総自己資本比率　〇パーセント未満			

第三条第六項中「得られる比率」の下に「をいい、同表中「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率」を加え、同条第七項中「得られる比率」の下に「をいい、同表中「連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間におけるこの命令による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

四・五パーセント以上	四パーセント以上
六パーセント以上	五・五パーセント以上
二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	二パーセント以上四パーセント未満